

ジェイケー事業協同組合地域建設業経営強化転貸事業規約

(目的)

第1条 この規約は、ジェイケー事業協同組合（以下「組合」という。）定款第7条第6号の規定により、組合員が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資事業を行うために必要な事項を定めるものとする。

(発注者の承諾)

第2条 工事請負代金債権の譲渡を活用して融資（以下「転貸融資」という。）を受けるため、工事請負代金債権を譲渡しようとする者（以下「債権譲渡人」という。）は、当該工事公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定、以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定に基づき、発注者の承諾を得るものとする。

2 前項に規定する発注者の承諾依頼は、工事履行報告書（様式第1号）を添え、債権譲渡承諾依頼書（様式第2号）により、組合と連署して行うものとする。

(債権譲渡の範囲)

第3条 この規約において、融資事業のため譲渡の対象となる工事請負代金債権の範囲は前条に規定する発注者の承諾を得た工事であって、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事の完成のための検査に合格し、引渡を行った出来高部分に相当する工事請負代金額から、前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の甲の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、組合と乙の間の債権譲渡契約において、請負金額に増減が生じた場合には、変更後乙が組合に早めに工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

(債権譲渡時点)

第4条 当該工事の債権譲渡時点は、出来高（「地域建設業経営強化融資制度について」平成20年12月8日付け国官会1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号）官房長通達記2(2)③その他に定める工事は、国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるものとする。また、債権譲渡を承諾する時点は当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式1）の受領をもって足りることとする（融資時の出来高査定ではない）。

(債権譲渡契約)

第5条 債権譲渡人と組合は、第2条の規定により、債権譲渡契約証書（様式3）により債権譲渡契約を締結するものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第6条 債権譲渡に係わる第三者への対抗要件は、債権の譲渡が、債権譲渡人の倒産等の兆候（第1回の手形不渡等）がない有効な時期に行われ、かつ、民法施行法第5条第5号に規定する発注者の有効な日付のある承諾を得ることを要する。

(融資時の出来高確認)

第7条 融資時における債権譲渡の担保価値の査定に必要な出来高査定は、原則として組合が行うものとする。ただし、必要に応じて発注者が行うことができるものとする。

2 株式会社新銀行東京から委託を受けて組合員と行う出来高査定業務については、株式会社新銀行東京との業務委託契約書によるものとする。

(融資額)

第8条 融資額は、前条の規定により確認した出来高査定額の10分の9.5を限度とする。

ただし、当該工事に前払金、中間払金及び部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 複数の工事に対する融資額は、それぞれの工事の融資の合計額が5億円を超えないものとする。ただし、理事会において決議されれば、この限りではないものとする。

また、融資に対する返済が行われたときは、返済相当額を5億円に加算することができる。

(下請人等の範囲)

第9条 この規定において、対象となる下請人等の範囲は、債権譲渡人が当該工事請負契約を履行

するに当たって、使用する下請け人及び資材業者であって、債権譲渡人と直接の契約関係を有するものとする。

(2) 前項に規定するものは、法人、個人の別を問わない。

(下請人等への支払計画書)

第10条 債権譲渡人は組合から融資を受けるに当たって、下請人等への代金の支払い状況及び当該借入金の下請人等への支払計画を支払い状況・支払計画書(様式第4号)により組合に提出しなければならない。

(下請人等の保護)

第11条 債権譲渡人が倒産により下請人等への支払いができなくなったときは、組合が、発注者から受け取る当該工事請負代金の一定の割合を限度として、下請人等へ支払うことができるものとする。

(融資実行報告)

第12条 転貸融資が実行された場合には、すみやかに債権譲渡人と組合とが連署して融資実行報告書(様式第5号)を発注者に提出するものとする。

(預託制度の活用)

第13条 組合は転貸融資にかかる金利をなるべく低い金利とするため、融資資金の借り入れにあたり、勤労者退職金共済機構及び東日本建設保証株式会社等の預託制度を活用するものとする。

(融資資金借入金融機関)

第14条 転貸融資にかかる資金を借入るための取引金融機関は、次のとおりとする。

(1) 株式会社商工組合中央金庫

(2) 株式会社みずほ銀行

(債務保証)

第15条 組合は取引金融機関から転貸融資資金を借入れるときは、財団法人建設業振興基金が指定する書類を提出し、債務保証を受けるものとする。

(工事完成届等)

第16条 債権譲渡人は、工事請負代金債権に係わる工事が完成し、発注者による検査に合格して発注者に引渡ししたときは、契約書第31条に規定する発注者の検査結果通知書の写しを添えて遅滞なく組合へ届け出るものとする。

(工事代金の請求)

第17条 組合は、前条の届け出を受けたときは、その事実を確認し、工事代金請求書(様式第6号)により、発注者に工事請負代金を請求するものとする。

(清算)

第18条 組合は、発注者から工事請負代金を受領したときは、債権譲渡人に当該受領金額から、貸し付けた金額を差し引いた金額を、保証事業会社へ支払うものとする。

2、債権譲渡人が金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、債権譲渡人及び組合、保証事業会社で協議のうえ、組合は残預金を債権譲渡人へ支払うことができる。

3、清算後本制度借入時の手形は、やむを得ない場合を除き領収印ののち、すみやかに組合員に返却する。

(適用の除外)

第19条 履行保証が付されない工事及び履行保証が付された工事のうち、発注者において役務的保証を必要としたものについては、この規約の対象としない。

(秘密の保持)

第20条 本組合の役員、金融委員会委員及び職員は、金融事業実施の上で知り得た組合員の事実上の秘密を他に漏らしてはならない。よって本組合は、本組合員名簿の閲覧をやむを得ない場合を除きすることができない。

(補則)

第21条 この規約に定めるものの外、工事請負代金債権の譲渡を活用した融資事業を行うために必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成21年5月14日から適用する。

この規約は、平成22年5月13日から適用する。

この規約は、平成26年5月15日から適用する。

J K ジェイケー事業協同組合
地域建設業経営強化転貸事業規約

平成21年5月14日